

2012年7月5日

## エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version1.15」 認定基準の部分的な改定（案）について

財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯

平成24年4月27日付で、厚生労働省より「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」および「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（医薬食品局食品安全部長通達）が作成されたため、No.128「日用品 Version1.15」分類「A.食器」および分類「B.台所・食卓・ランチ・レジャー用品」の認定基準項目として追加します。

また、2012年3月23日に開催された第8回エコマーク基準審議委員会の審議において、現行のエコマーク共通規定（難燃剤の使用について、抗菌剤の使用について、生分解性プラスチックの表示について）を廃止し、難燃剤・抗菌剤が使用される可能性の高い商品分野については、個別商品類型ごとに難燃剤・抗菌剤の基準を追加する部分改定を検討することとなった。その審議結果を受け、部分改定を行います。

### 2. 改定箇所（\*下線部を追加、見え消し部を削除）

#### No.128「日用品 Version1.15」

#### 4-1.環境に関する基準と証明方法

##### 4-1-1.共通基準と証明方法

- (X) 抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けた商品であること。

##### 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載し、抗菌剤を使用する場合には、製品として一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

#### 6.商品区分、表示など

- ~~(4) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。~~

別表 2

繊維における化学物質の基準

以下に示す物質について、対象製品毎の基準値に示す条件に適合すること。

証明方法として、記号 1 に定める物質については、防かび加工の有無を記述すること。防かび加工がなされている製品は、加工剤を記述すること。記号 2 に定めるホルムアルデヒドについては、厚生省令 34 号に定める試験結果を異なる生地毎に提出すること。記号 3 に定める物質については、毛製品であることの有無を記述すること。毛製品は、当該物質の厚生省令 34 号への適合を説明する証明書を提出すること。~~記号 4 に定める物質については、防炎加工の有無を記述すること。防炎加工がなされている製品は、加工剤を記述、もしくは防炎物品または防炎製品であることの証明書を提出すること。~~

記号	名称	基準値	試験方法	対象製品
1	有機水銀化合物 トリフェニルすず化合物 トリブチルスズ化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	全製品
2	ホルムアルデヒド	検出しないこと	厚生省令 34 号	乳幼児用(生後 24 月以下)
		75ppm 以下		直接肌に触れる可能性の高い製品
		300ppm 以下		その他製品(屋外に設置される製品は本項目を適用しない)
3	デヒドリン DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34 号	全製品
4	APQ TDBPP <del>ビス(2・3・ジブチルホスフィン)ホスフィン化合物</del>	検出しないこと	厚生省令 34 号	全製品

参考:有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

以下に示す加工について、加工時の配慮事項に示す条件に適合すること。

証明方法として、各加工の有無を記述すること。

加工の名称	加工時の配慮事項
蛍光増白加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう十分注意すること。乳幼児用製品には、できる限り加工を避けること。
<del>難燃加工</del>	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう配慮すること。
柔軟加工	
衛生加工	人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は、自粛すること。
製品漂白加工	製品漂白加工を企画する場合は、製品の安全性を確認した上で製品化すること。

参考：47 織局第 569 号通商産業省繊維雑貨局長  
48 生局第 289 号通商産業省生活産業局長  
63 生局第 226 号通商産業省生活産業局長

「分類 F:ダストコントロールマット」については、防炎物品の対象でかつ難燃剤の使用事例があるため、別表 2 は現行通り(No.104「家庭用繊維製品 Version2」と記載を合わせる)とする。

No.128「日用品 Version1.15」分類「A.食器」

4-1-3.個別製品に関する基準と証明方法

- (28)食品衛生法に定めるカドミウムおよび鉛などの溶出試験に適合すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第2号）に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

食品衛生法に基づく試験結果を提出すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

No.128「日用品 Version1.15」分類「B. 台所・食卓・ランチ・レジャー用品」

4-1-3.個別製品に関する基準と証明方法

- (33)飲食器、割ぼう具、その他食品または添加物用で食品または添加物に直接接触する器具は、食品衛生法に定めるカドミウムおよび鉛などの溶出試験に適合すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第2号）に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

食品衛生法に基づく試験結果を提出すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

3. 改定日：2012年7月5日

以上